

公共交通機関を利用する 遠距離通学者の通学費を 補助します。

千代田町は、平成28年4月より千代田町への定住やU I Jターンの促進、公共交通の利用による環境負荷の軽減等を目的として、遠距離通学者のバスや電車の定期券購入費用の一部を助成します。



●助成金の額

1か月あたりの定期券購入費用額の2分の1。月額1万円を上限。
※百円未満の端数は切り捨てます。

●助成金の対象期間

1か月単位として、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

●次の全ての条件を満たす方が交付対象者です

- (1) 公共交通機関（バス・電車）を利用して町外へ遠距離通学をする方。
- (2) 千代田町に住民登録を行い、居住し生活を行っている方。
- (3) 年齢が、申請日現在において満15歳以上30歳未満の方
- (4) 交付対象者又は交付対象者の扶養者が町税等を滞納していない方。

●申請手続きについて

申請書と請求書に必要書類を添えて提出してください。
詳しくは裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】

千代田町役場 総務課 企画調整係
Tel: 0276-86-7007 (直通)
Fax: 0276-86-4591
Mail: kikaku@town.chiyoda.gunma.jp

●手続きについて

※定期券等の利用期間、金額がわかるもの（定期券等の写し）は、請求書提出時にすべてが必要です。書き換え前に写しをなくさないよう保存しておいてください。

1. 助成金の申請

遠距離通学者助成金交付申請書に以下の書類を添えて提出してください。

※交付対象者が扶養されている場合は、扶養者が申請してください。

※申請は毎年4月末まで。平成28年度分は5月末まで申請してください。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票
- (2) 定期券等の写し（定期券等の利用期間・金額が確認できる書類）
- (3) 在学証明書又は生徒証明書の写し
- (4) 他制度の通学に関する助成や手当等を受給している場合は、当該内容及びその金額を証明する書類

2. 助成金の請求

遠距離通学者助成金（前期分・後期分）交付請求書に以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 助成金の交付の決定を受けた期間が記載されたすべての定期券等の写し
（定期券等に助成金の交付決定を受けた期間が記載されている書類）

3. 遠距離通学者助成金の交付決定通知書が届きます。

4. 請求書の提出期間及び交付日

交付区分	支給対象となる通学費助成金	請求書提出期間	助成金交付
前期	4月から9月まで	9月1日から 9月30日まで	10月末日までに振込
後期	10月から 翌年3月まで	3月1日から 3月31日まで	4月末日までに振込

●その他

申請様式等は千代田町のホームページでダウンロード、又は役場窓口にあります。

●申請・問い合わせ先

千代田町役場 総務課 企画調整係

Tel: 0276-86-7007（直通） / Fax: 0276-86-4591

Mail: kikaku@town.chiyoda.gunma.jp

